



東京車掌区長名で「東京車掌区の皆さんへ」と題して「当区で使用している会社施設内においてトイレの壁に落書きが発生した」ことが周知される。



9月15・16日に総武・横須賀線を担当した勤務者を対象に、管理者による聞き取りが行われる。



聞き取りの中で「発見された落書きと同様の文言を書けるか」を求められる。



**不安と不満の声**

- 「犯人扱いされている」
- 「専門家でもないのに筆跡鑑定のようなことをするのは異常だ」 など

相次ぐ落書きは重大な問題であり、注意喚起の呼びかけと、再発防止を行うことは極めて重要です。

しかし「再発防止」と「犯人捜し」を行うことは全く“別次元”です。一方的に社員を犯人扱いし、不安と動揺を与えるような職場管理を行うことは社会常識を逸脱しています。

正常な職場運営と安心して働くことができる職場環境を構築するため、申し入れを行いました！

1. 東京車掌区で発生した落書きについて首都圏本部としての見解を明らかにすること。
2. 当日勤務した社員に対して落書きと同様の文言を書かせようとした根拠を明らかにすること。
3. 管理者の要求に応じた社員の書面（文言）は、その後どのように扱っているのか明らかにすること。
4. 管理者の要求に応じた社員の書面（文面）の結果をどのように判断し、どのように周知するのか明らかにすること。
5. 聞き取りの中で、落書きと同様の文言を書くように求めた全社員に対して誠意ある謝罪を行うと共に書面（文言）を破棄すること。
6. 組合員・社員を犯人扱いするような事が無いように首都圏本部として各区所へ指導すること。

東地申第19号

**東京車掌区において  
社員を犯人扱いした事象に対して  
誠意ある謝罪と再発防止を求め**

**申し入れ提出！**